

倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園

給食調理業務委託契約条件規定書

1 施設名称	倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園給食調理業務委託事業
2 業務実施場所	別紙1「調理室平面図・機器配置図」のとおり
3 委託期間	令和8年1月1日 から 令和13年3月31日 まで
4 業務の詳細	別紙5「倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園給食調理業務委託事業仕様書」のとおり
5 委託料	283,493,000円以内（令和8年1月から令和13年3月までの総額） 上記金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額である。
6 支払条件	月払い（詳細は、第25条及び別紙3「委託料（月額）一覧表」に規定するとおり）
7 契約保証金	委託料の10分の1以上に相当する額 ただし、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第175条各号に該当するときは免除とする。
8 違約金	1日につき、委託料の1000分の2に相当する額
9 その他	1 委託期間の延長は、別紙7「委託期間の延長にかかる特約事項」に定める条項に従い実施するものとする。 2 前項の規定により委託期間を延長し、当該延長委託期間が満了した場合に、再度、委託期間を延長することはできないものとする。 3 乙は、契約締結までに委託業務の履行に関し、乙と同等の能力を保有する法人を契約保証人として選定し、契約保証人が記名押印した契約保証書を提出するものとする。

倉敷市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

乙

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 この契約は、甲と乙が相互に協力し、倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園給食調理業務委託事業（以下「委託業務」という。）の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(委託業務の性格)

第2条 乙は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に定める「保育所保育に関する基本原則」及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に定める「幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標」を理解し、その趣旨を尊重して委託業務を実施するものとする。

(信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、情報交換を密に行い、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立ってこの契約を誠実に履行しなければならない。

(準拠法、使用言語等)

第4条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。
2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
3 この契約の履行に関して甲乙間で金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
5 この契約における期間の定めについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(端数計算)

第5条 この契約に定める金額について、算出の結果円未満の端数が生じる場合は、全て切り捨てるものとする。

(契約書以外の規定の適用関係)

第6条 乙は、この契約書に従って委託業務を実施するものとする。
2 甲及び乙が別に合意した場合を除き、この契約書、募集要項、乙の提案の間に矛盾、齟齬がある場合は、この契約書、募集要項、乙の提案の順にその解釈が優先するものとする。

(書面による請求等)

第7条 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、合意、同意、変更、取消及び停止（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。口頭による請求等は、軽微な事項又は緊急やむを得ない場合を除き無効とする。

(用語の定義)

第8条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「調理室」とは、別紙1に記載した茶屋町保育園及び豊洲認定こども園の調理室をいう。

- (2) 「委託料」とは、甲が乙に対して支払う委託業務の実施にかかる対価のことをいう。
- (3) 「仕様書」とは、委託業務の実施にかかる細目を定めたもので、別紙5に記載した内容をいう。
- (4) 「提案書」とは、この契約にかかる受託者の公募に当たり、乙が提出した全ての書類をいう。
- (5) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更並びにその他甲及び乙のいずれの責めに帰すことのできない事由をいう。

第2章 業務の実施

（委託期間）

第9条 委託業務の期間（以下「委託期間」という。）は、頭書に記載のとおりとする。

（業務範囲）

第10条 この契約にかかる業務範囲は、仕様書に定めるとおりとする。

（法令等遵守）

第11条 乙は、関係法令及びこの契約を遵守し、委託業務を行わなければならない。

（準備行為）

第12条 乙は、委託期間開始日に先立ち、委託業務の実施に必要な有資格者及び人材を確保し、必要な研修その他機材の用意などの準備を進めるものとする。

2 乙は、委託期間開始日に先立ち、甲に調理室の視察を申し出ることができる。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければならない。

（下請等の制限）

第13条 乙は、委託業務の全部又はその主たる業務を第三者に下請けさせ、又は再委任すること（以下「下請等」という。）はできない。

2 乙は、委託業務の主たる業務を除く一部の業務を第三者に下請等する場合は、予め書面により甲の承諾を受けなければならない。

3 乙は、前項の承諾を受けて、委託業務の一部を第三者に下請等した場合に、当該下請等の受託者がさらに下請等を行う場合も、予め書面により甲の承諾を受けなければならない。

（調理室の防災対策）

第14条 乙は、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令を遵守し、甲と連携して、必要な防災対策を講じるものとする。

2 甲は、防災対策の実施に関し、甲が直接管理する他の保育所又は認定こども園と同様の研修、情報提供を乙に対して行うものとする。

（緊急時の対応）

第15条 調理室内における事故、災害等の緊急事態（以下「緊急事態」という。）の対応は、第一義的には乙が実施すべきものであるが、被害最小化のため、甲乙一致協力して、これに

あたるものとする。

- 2 委託期間中、委託業務の実施に関連して緊急事態が発生した場合、乙は、直ちに被害者の救護や被害拡大防止などの措置を講じるとともに、甲（消防署、保健所等を含む。）、警察その他の行政機関関係者に対して、緊急事態発生を旨を通報しなければならない。
- 3 甲は、前項の通報を受けたときは、必要に応じて乙を支援し、現地調査その他必要な対応を実施しなければならない。

（災害発生時における乙の協力義務）

- 第16条 災害等が発生し、甲が調理室のある保育所及び認定こども園を地域住民の避難場所又は援助物資の保管倉庫等として使用（以下「避難場所等使用」という。）する必要があると判断したときは、乙は、甲の指示に従い、全面的にこれに協力しなければならない。
- 2 前項の乙の協力義務は、災害等の発生から14日間を限度とする。
 - 3 前項の日数の起算に当たっては、災害等の発生した日を第1日目と起算する。
 - 4 第1項の協力に要した費用は、災害等の発生の日から2日目までは乙の負担とし、それを超える期間は甲の負担とする。ただし、2日目までであっても甲が乙に新たに人員の配置を要求し、物品等の発注を指示した場合等の費用は、甲の負担とする。

第3章 情報の取扱い

（秘密の保持）

- 第17条 乙は、委託業務の実施に伴い知り得た甲の秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。委託期間が満了し、取り消し又は終了した後も同様とする（以下この章において同じ）。
- 2 乙は、委託業務の実施に伴い第三者（第13条第2項又は第3項の規定により下請等された者を含む。）に甲の秘密を提供する必要があるときは、事前にその旨を甲に届け出て、承諾を得なければならない。
 - 3 乙は、甲の秘密をむやみに複写等してはならない。
 - 4 乙は、甲の秘密が漏洩、盗難その他不正な取扱い等された場合は、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
 - 5 乙は、委託業務の従事者に対し、甲の秘密の保持を徹底するよう指導教育しなければならない。

（個人情報の保護）

- 第18条 乙は、委託業務に当たって個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条に規定する個人情報を取り扱う際には、個人情報保護法の規定に基づき、これを適切に取り扱わなければならない。
- 2 乙は、前項によるほか、別紙2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
 - 3 乙は、個人情報が漏洩、盗難その他不正な取扱い等された場合は、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（情報公開）

- 第19条 乙は、乙が実施する委託業務に関して、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）に基づく情報公開請求がなされたときは、これに協力しなければならない。
- 2 乙は、委託業務のため作成した文書を、委託期間が満了し、又は契約解除された後、5年

間保管しなければならない。

- 3 甲は、この契約書に附属する別紙5「倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園給食調理業務委託事業仕様書」及び別紙6「収支計画内訳書」を、倉敷市情報公開条例第7条第3号ア及びイに該当する非開示情報として取り扱うものとする。

第4章 実績報告等

（報告書）

第20条 乙は、毎月終了後、仕様書に定める内容を報告書として、仕様書に定める日（当該指定日が土曜日、日曜日又は祝日に該当する場合は、その翌日）までに、事業実施園に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書を受領したときは、10日以内に内容を確認しなければならない。
- 3 乙は、甲が報告書の内容について不備等を指摘せず、前項に定める確認期間を経過したときは、報告が合格したと看做することができる。

（事業報告書）

第21条 乙は、毎年度終了後（委託期間が満了した場合を含む。）、仕様書に定める事項を事業報告書として、4月20日まで（委託期間満了の場合は、令和13年4月30日まで）に甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、委託契約が解除された場合には、事業報告書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（完了検査）

第22条 甲は、前条の事業報告書を受領したときは、10日以内に完了検査を実施するものとする。

- 2 甲は、事業報告書に不備等があると認めたときは、不備等の内容に不備等と判断した理由を付して、乙に手直し、やり直し又は改善等（以下「手直し等」という。）を命ずることができる。
- 3 乙は、手直し等を甲に命じられたときは、速やかにこれに対応し、手直し等の完了を甲に通知し、再度完了検査を受けるものとする。
- 4 完了検査に要する費用は、乙の負担とする。

（甲による実地調査等）

第23条 甲は、甲が必要と認めるときは、委託期間の全期間において、委託業務の実地について調査し、又は報告書の提出を求める（以下「実地調査等」という。）ことができる。

- 2 乙は、前項の実地調査等について合理的な理由のある場合を除いて、これを拒否できないものとする。
- 3 乙は、実地調査等に立ち会うものとし、立ち会わないときは、実地調査等の結果について、異議を申し立てることができないものとする。

（甲による業務の改善勧告）

第24条 甲は、前条の実地調査等により委託業務に不備等があると認めたときは、不備等の内容及び不備等と判断した理由を付して、乙に委託業務の改善を勧告できるものとする。

- 2 乙は、前項の改善勧告の内容に不服がある場合には、当該改善勧告を受け取った日から1

- 4 日以内に、甲に対して異議の申立てができるものとする（前条第3項の場合を除く。）。
- 3 乙は、第1項の改善勧告を受けた場合で、前項による異議の申立てをしない場合には、速やかにこれに対応し、改善を実施した内容及び今後の改善予定を甲に通知するものとする。
- 4 前項の改善に要する費用は、乙の負担とする。

第5章 委託料

（委託料）

- 第25条 甲は、委託業務の対価として、乙に対して委託料を支払う。
- 2 乙は、第20条第2項の確認に合格した後、甲に給食調理業務委託完了届を提出した上で、別紙3「委託料（月額）一覧表」に定める当該月の委託料を請求することができる。
- 3 甲は、前項により乙から請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

第6章 損害賠償及び保険

（損害賠償）

- 第26条 乙は、故意又は過失により調理室を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲は、特別な事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

（第三者への賠償）

- 第27条 委託業務の実施において、第三者に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力の場合は、この限りでない。

（保険）

- 第28条 委託業務の実施に当たり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

（1）火災保険

- 2 委託業務の実施に当たり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

（1）生産物賠償責任保険

① 身体上の損害

被害者1名につき金5千万円以上、かつ、1事故につき5億円以上

② 財物上の損害

1事故につき100万円以上

第7章 委託期間の満了等

（業務の引継ぎ等）

- 第29条 乙は、甲が次期受託者の公募等を実施するとした場合には、資料提供や調理室の見学、選定委員会の開催などに協力しなければならない。
- 2 前項の協力にかかる費用は、乙の負担とする。

- 3 乙は、委託期間満了によるこの契約の終了に際し、甲又は次期受託者に対し、調理室及び委託業務の引継ぎ等（委託期間満了前における次期受託者による視察、事前訓練等を含む。）を行わなければならない。

（原状回復義務）

第30条 乙は、委託期間が満了した場合、調理室を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 前項の原状回復に要する費用は、乙の負担とする。

（委託期間満了以前の取扱い）

第31条 前2条の規定は、甲が、この契約を次条第1項により解除した場合に、これを準用する。

第8章 契約解除等

（甲による契約解除等）

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部の解除を行うことができる。

- (1) 第13条の規定に違反し、委託業務を第三者に下請けさせ、又は再委任したとき。
- (2) 第44条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させたとき。
- (3) 乙が、この契約に定める債務を履行しないとき、履行の見込みがないとき、又は債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙又はその代理人その他乙の使用人等が、第22条の完了検査又は第23条の实地調査等の執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為があるとき。
- (5) 乙が、第17条に違反して、甲の秘密を漏洩等したとき。
- (6) 乙が、第18条に違反して、個人情報等を不正に入手し、又は取り扱い、若しくは漏洩等したとき。
- (7) 乙が、手形又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (8) 乙にかかる破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続について申立てがなされたとき。
- (9) 乙が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）にかかる許認可等について、監督官庁から許認可等の取消処分又は停止処分等を受けたとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）若しくは暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が乙の経営等に関与していることが発覚したとき、又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (11) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約の全部又は一部の解除等がなされた場合において、乙に損害・損失や追加費用が生じて、甲は、その賠償の責めを負わない。

（不可抗力等による契約解除）

第33条 不可抗力の発生により調理室が損壊等し、委託業務の実施が困難と甲が判断した場合又は災害等の発生により第16条第2項に定める期間を超えて、引き続き避難場所等使用を行う必要があると甲が判断した場合は、甲は、この契約の全部又は一部の解除を行うことができるものとする。

2 前項による契約解除によって乙に発生する損害・損失及び追加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

第9章 損害賠償等

（契約保証金及び損害賠償金請求権）

第34条 甲は、第32条第1項の規定により、この契約を解除した場合は、頭書に定める契約保証金を乙から徴収する。なお、この場合において、契約保証金の額を超えて甲に損害が発生したときは、甲は、乙にその賠償を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証人によりこの契約に定める債務が履行された場合には、甲は、契約保証金を請求することができない。

（委託料の減額及び甲の違約金請求権）

第35条 甲は、乙が正当な理由がなく委託業務を実施しないときは、当該月の委託料を日割り計算の方法により減額するとともに、頭書に定める違約金を徴収するものとする。

2 前項の日数の算出について、委託業務を実施しなかった期間に保育園及び認定こども園の休日等が含まれている場合は、当該休日等も1日として算入するものとする。

第10章 契約の変更

（契約の変更）

第36条 甲は、この契約にかかる前提条件（関係法令の改正により追加費用が発生し、又は

一部の費用が不要となる場合等）が異なることとなったとき、甲が政策を変更し委託業務の内容を変更する必要があると判断したとき、又は特別な事情が生じたと甲が判断したときは、乙の損失や利益の補償を前提として、業務範囲又は業務内容の変更を乙に申し出ることができる。

- 2 前項による申出があった場合、乙は、合理的な理由がある場合を除き、変更のための協議に応じなければならない。
- 3 前2項の変更による金額の算定（委託料の変更）に当たっては、この契約書に附属する別紙6「収支計画内訳書」を基礎資料とし、総務省統計局発表の消費者物価指数（岡山）、厚生労働省岡山労働局発表の最低賃金など、官公署等が公表した資料を根拠として合理的に計算を行うものとする。

（変更協議不成立の場合の手続）

- 第37条 前条の規定による契約の変更において、甲乙の協議が整わない場合、甲は、甲による算定の額を乙に通知することにより、暫定的に変更後の金額とすることができる。
- 2 乙は、前項の通知の内容に不服があるときは、通知を受け取った日から1か月以内に民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てを裁判所に行うことができる。
 - 3 乙が前項の申立てを行わない場合は、第1項により通知した内容が確定するものとする。
 - 4 甲は、第2項による民事調停の手続をもって、乙の裁判を提起することができる権利を制限するものと解してはならない。
 - 5 甲は、乙が第2項による調停の申立てを行ったことをもって、乙を不利益に取り扱ってはならない。

第11章 リスク分担

（リスク分担）

- 第38条 この契約にかかるリスクの分担は、「リスクの発生を防ぐことができる能力を有するものがその管理を行い、リスクが発生し損害が生じた場合は、その責めに帰すべき事由を有するものが負担する。」を基本原則として、別紙4「リスク分担表」のとおりとする。

第12章 食育の推進

（食育）

- 第39条 乙は、乙が提示した事業計画に基づき、積極的に食育を実施しなければならない。

第13章 その他

（契約締結に要する費用の負担）

- 第40条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。変更契約等の場合も同様とする。

（見出し）

- 第41条 この契約における書面の各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり、この契約の条項の解釈に影響を与えないものとする。

(紛争処理)

第42条 この契約に定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合（第37条の変更協議不成立の場合の除く。）は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第43条 この契約にかかる訴訟等については、次に掲げる裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とする。

- (1) 第37条第2項により民事調停の申立てを行う場合 倉敷簡易裁判所
- (2) 前号以外の場合 岡山地方裁判所

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第44条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(解釈)

第45条 甲がこの契約の規定に基づき書類の受理、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(相殺)

第46条 乙は、この契約に関して違約金、損害金、その他甲に対する金銭債務が発生した場合、乙が甲に対して有する金銭債権との間で相殺されることを予め承諾する。

(委託料の変更に伴う契約保証金等の変更)

第47条 第10章の規定により、委託料が変更した場合の契約保証金及び違約金は、変更後の委託料が3割以上変更した場合はこれに連動するものとし、3割未満の場合は変更しないこととする。

別紙 1 調理室平面図・機器配置図

- 募集要項添付の調理室平面図・機器配置図のとおり

別紙 2 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、甲の事業所内から個人情報を持出してはならない。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託)

第9 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

1 乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

2 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き及び方法について具体的に規定しなければならない。

3 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若し

くは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了直後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。乙はこの契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して損害の賠償を請求することはできないものとする。

(個人情報等の管理)

第13 乙は、本委託業務において利用する個人情報等を保持している間は、取扱う個人情報に依拠して、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に定める安全管理措置を遵守するとともに、次のとおり個人情報等の管理を行わなければならない。

- 1 個人情報を取扱う事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規定等を策定すること。
- 2 組織体制の整備、取扱規定等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- 3 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。
- 4 個人情報等を取扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- 5 アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(特定個人情報を取扱う者の届出)

第14 乙は、本委託業務において特定個人情報を取扱う場合、甲に対して個人番号を取扱う事務、特定個人情報等の範囲及び特定個人情報を取扱う者を書面で届け出なければならない。

(個人情報を取扱う者に対する監督・教育)

第15 乙は、この契約による事務に係る個人情報を取扱う従業者に対して、契約内容を遵守させるよう監督し、研修等の教育を行わなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第16 乙は、甲から契約内容の遵守状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、乙は、個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(実地調査)

第17 甲は、乙に対して本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、監査又は実地調査を行うことができる。

別紙3 委託料（月額）一覧表

適 用 月	月 額
令和8年1月分～令和8年3月分	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和8年4月分～令和9年3月分	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和9年4月分～令和10年3月分	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和10年4月分～令和11年3月分	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和11年4月分～令和12年3月分	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和12年4月分～令和13年3月分	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

※ 上記月額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額である。

累計委託料額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
--------	--------------

なお、各年度における支払額の上限は、次のとおりとする。

令和 7年度	12, 668, 700円
令和 8年度	50, 357, 900円
令和 9年度	52, 219, 200円
令和10年度	54, 106, 800円
令和11年度	56, 073, 600円
令和12年度	58, 066, 800円
計	283, 493, 000円

別紙４ リスク分担表

種類・分類	内 容	負 担 者	
		甲	乙
制度・法令変更	食品衛生法、その他の関係法令、大量調理施設衛生管理マニュアル等の変更	○	
税制等変更	消費税、事業所税その他委託業務に直接関係する税制等の変更	○	
	法人税・社会保険料その他委託業務に直接には関係しない税制等の変更		○
政治状況	首長の交代、政策方針の転換、甲の財政破綻等による中止又は変更など	○ 注 1	
	委託期間中の市議会による予算執行停止など	○	
物価変動	インフレーション、デフレーション	○	
債務不履行	乙の債務不履行、乙の経営破綻等		○
不可抗力	天災・人災などの甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由	○	注 2
食育	食育の実施にかかるもの		○
管理瑕疵	乙の管理瑕疵		○
施設構造	調理室の施設構造に起因するもの	○	注 3
許認可等	甲が取得すべき許認可等が取得、更新されない場合	○	
	乙が取得すべき許認可等が取得、更新されない場合	注 4	○

注 1：乙の損失や利益の補償を前提として、業務範囲や業務内容の変更を妨げるものではない。

注 2：天災等の場合であっても、乙が適切な対応を欠いている場合には、乙のリスクとする。

注 3：乙が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、甲への報告、その他適切な対応を欠いている場合には、乙のリスクとする。

注 4：許認可等の取得につき、甲の協力を要する場合には、甲は合理的な範囲内でこれに協力する。

注 5：上記のリスク分担表にかかわらず、変更額（事由発生から委託期間満了までの累積額）が 50 万円未満の場合は、変更契約を締結しないものとする。

別紙５ 倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園給食調理業務委託事業仕様書

この仕様書は、倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園給食調理業務委託事業仕様書及び乙の提出した提案書に基づき、甲乙協議の上、業務の詳細を定める。

※ 「別紙５ 倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園給食調理業務委託事業仕様書」は、倉敷市情報公開条例（平成１０年倉敷市条例第５号）第７条第３号ア及びイに該当する非開示情報として取り扱うものとする。

別紙6「収支計画内訳書」

この収支計画内訳書は、乙の提出した提案書に附属する収支計算書を基に、乙が作成するものとする。

甲は、乙が作成した収支計画内訳書の内容について、明らかに矛盾がある場合（仕様書で実施を義務付けた業務にかかる費用が一切計上されていない場合など）を除き、異論を述べないことを基本とする（甲が、その内容について、乙に説明を求めることを妨げるものではない）。

当該収支計画内訳書は、第10章の規定により、変更契約を締結する際の基礎資料とするものであるから、実態に即したもので、できる限り詳細に記述すること。

※ 別紙6「収支計画内訳書」は、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）第7条第3号ア及びイに該当する非開示情報として取り扱うものとする。

別紙 7 「委託期間の延長にかかる特約事項」

甲は、次に掲げる条件を全て満たしている場合には、令和13年4月1日から令和18年3月31日まで（第2期）、委託期間の延長を申し出ることができるものとする。

乙は、合理的な理由がある場合を除き、甲の委託期間延長の申出に対し、交渉に応じなければならない。

ア 建替え、大規模修繕又は園の統廃合など、甲の施設運営方針に大きな変更がないこと。
ただし、次のような場合は、委託期間の延長を行わないことがある。

- ・ 災害等により施設が損傷等し、建替えや大規模修繕などの必要が発生した場合

イ 受託者の運営の状況が優良であること。

ただし、次のような場合は、委託期間の延長を行わないことがある。

- ・ 毎年度実施する業務内容の確認により、委託業務の全部又は一部の未実施、不適切な手法等（軽微な事項を除く。）が確認された場合
- ・ この契約書に定めた事項が履行されていない場合（災害その他特別な事情があると認められる場合を除く。）

ウ 倉敷市議会において、改めて委託業務に係る予算が議決されること。

ただし、次のような場合は、委託期間の延長を行わないことがある。

- ・ 委託業務に係る予算の減額又は予算の全部若しくは一部について執行停止等の措置が議決された場合

エ 第2期の契約条件について、甲と乙の双方が改めて合意できること。

第2期の業務内容及び委託料の額は、この契約書に定める内容と同水準であることを基本とする。

具体的な委託料の額の算定に当たっては、この契約書に附属する別紙6「収支計画内訳書」を基礎資料とし、総務省統計局発表の消費者物価指数（岡山）、厚生労働省岡山労働局発表の最低賃金など、官公署等が公表した資料を根拠として合理的に行うものとする。

別紙8「貸与備品一覧」

- 1 甲は、乙に対して、次頁に掲げる備品を委託期間中において無償で貸与する。
- 2 貸与備品に故障、不具合等が生じた場合の責任分担は、次のとおりとする。

ア 経年劣化等を原因とし、通常の使用状態で発生した場合	甲
イ 乙の責めに帰すべき事由により発生した場合	乙
ウ 原因不明等その他の場合	甲乙協議の結果による
- 3 業務効率等の観点から、乙の希望により甲が用意する貸与備品以外の備品を追加使用したい場合は、事前に甲に相談し、その都度協議するものとする。

協議成立の結果、乙の負担により、貸与備品以外の備品を設置した場合、契約満了時には、乙の負担により当該備品を速やかに撤去すること。